

「ビキニ労災訴訟」をご支援いただいている皆さまへお知らせです。

9月4日(土)午後1時より、ビキニ労災訴訟支援する会が高知県庁記者クラブにて、高松高裁に控訴していた二つ裁判の管轄について決定が出されたことについて記者会見を行いました。

決定の概要は、損失補償請求については東京地裁への移送を認めない。つまり損失補償請求については高知地裁で行う。2つ目の、取消し請求については東京地裁で行う、としたものです。(高松高裁抗告決定文書添付)

2020年3月30日に行政処分取消し請求訴訟と損失補償請求訴訟を併合して高知地裁に提訴しましたが実質審理が行われないうまま、裁判の管轄問題の係争で、約1年半近く経過してしまったことから簡単に経緯を紹介します。

高知地裁に2つの訴訟を併合しての提訴後、同年7月30日に第1回の口頭弁論が開かれ原告2人が意見陳述を行いました。ところが同年9月に、全国健康保険協会と国は「損失補償と取消し請求の併合は認められない」「管轄は東京地裁だ」との意見書を提出しました。

2021年1月、支援する会は全国に支援を呼びかけ、高知地裁に対して「高知地裁で審理を求める」要望書(署名7812筆)と、一方、全国保険協会に対しては「高知地裁での審理に応訴することを求める」要望書(署名10018筆)を提出しました。しかし、同年3月26日、高知地裁は東京地裁への移送を決定したため、原告と弁護団は高松高裁に「二本の請求は深い関連性があり移送すべきでない」との立場から即時抗告しました。

そして、8月31日付で高松高裁の抗告決定通知書が、南弁護団長に届きました。その決定概要は、①損失補償請求については東京地裁への移送を認めない。高知地裁にて審理する。②全国健康保険協会への行政取消請求については東京地裁に移送するというものです。

高松高裁の判決に対する特別抗告は、9月5日が期限となっています。9月6日には今後の裁判の審理の形が明らかになりますが、恐らく、高知地裁と東京地裁とで裁判のたたかいが本格的に始まることとなります。

広島高裁の「黒い雨」判決は「内部被ばく」を認め、これを否定する側には証明を求めるという内容で、私たちに大きな勇気と展望を与えてくれました。

ビキニ核被災者の一刻も早い救済を実現していくことは、長崎の原爆被爆、福島原発事故の被ばくによる内部被ばく者を救済する運動と深くつながり、核被災者を救済する道を拓いていくと確信しています。

今後、ビキニ労災訴訟を支援する会として、クラウドファンディングをはじめ様々な形で全国的な支援を呼びかけていきます。ご支援をよろしくお願いいたします。